

第 8 回 堺市新型コロナウイルス対策本部会議 次第

令和 2 年 4 月 8 日（水）午後 1 時 00 分～  
於：本館 3 階大会議室

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく堺市新型コロナウイルス対策本部の設置について 【資料 1】
  
2. 新型コロナウイルス感染症の状況について 【資料 2】
  
3. 国の対処方針及び府緊急事態措置について 【資料 3-1】 【資料 3-2】
  
4. 本市の対応方針について 【資料 4】
  
5. その他

## 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく

## 堺市新型コロナウイルス対策本部の設置について

## 1. これまでの経過

## (1) 国・府の対応

- 3月26日 特措法第15条に基づき政府対策本部設置  
名 称：新型コロナウイルス感染症対策本部  
設置場所：東京都（内閣官房（中央合同庁舎第8号館））  
設置期間：令和2年3月26日から新型コロナウイルス感染症対策を推進するため必要と認める期間
- 同 日 特措法第22条に基づき府対策本部設置
- 4月7日 政府対策本部長により緊急事態宣言  
措置実施期間：令和2年4月7日から令和2年5月6日まで29日間  
措置実施区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県

## (2) 市の対応

- 1月28日に堺市新型コロナウイルス対策本部を任意設置  
以降7回の本部会議を開催

## 2. 法に基づく堺市新型コロナウイルス対策本部の設置

- 特措法第34条では、市長は緊急事態宣言がされたときは、市行動計画で定めるところにより、直ちに市災害対策本部を設置しなければならない旨を規定
- 市対策本部の組織に関しては、特措法第35条において、次の通り規定
  - ・ 対策本部の長は、市対策本部長とし、市長をもって充てる。
  - ・ 対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。  
副市町村長、市教育委員会の教育長、  
当該市の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員  
その他市長が当該市の職員のうちから任命する者



- 緊急事態宣言がされた際に、直ちに法定の堺市新型コロナウイルス対策本部を設置 本部員は別紙の通り
- 大阪府の外出自粛要請内容等を踏まえ、本日、堺市新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、堺市としての方針を決定

## 新型インフルエンザ特別措置法

(市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第34条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

- 2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(市町村対策本部の組織)

第35条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

- 2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 副市町村長
  - 二 市町村教育委員会の教育長
  - 三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）
  - 四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者
- 3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。
- 4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。

(準用)

第37条 第25条及び第26条の規定は、市町村対策本部について準用する。

(条例への委任)

第26条 第22条から前条まで及び第33条第2項に規定するもののほか、都道府県対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

## 堺市新型コロナウイルス対策本部員

役職	氏名
市長 (本部長)	永藤 英機
副市長 (副本部長)	島田 憲明
副市長 (副本部長)	中野 時浩
副市長 (副本部長)	山岡 由佳
危機管理監 (副本部長)	松本 文雄
健康福祉局長 (副本部長)	隅野 巧
教育長	中谷 省三
上下水道局長	出耒 明彦
市長公室長	森 功一
政策調整監	長澤 研一
ICT イノベーション推進監	土生 徹
総務局長	大丸 一
財政局長	坂本 隆哉
市民人権局長	光齋 かおり
文化観光局長	宮前 誠
環境局長	歌枕 悟志
子ども青少年局長	岡崎 尚喜
産業振興局長	奈良 和典
建築都市局長	窪園 伸一
建設局長	中辻 益治
堺区長	西本 秀司
中区長	西川 明尚
東区長	山下 勝利
西区長	中山 誠
南区長	佐小 元士
北区長	垂井 究
美原区長	澤田 佳知
消防局長	新開 実
会計管理者	森岡 宏行
議会事務局長	橘 健一
教育次長	田所 和之
教育監	松下 廣伸
上下水道局次長	向井 一裕
保健所長 (オブザーバー)	藤井 史敏

## 1. 前回本部会議以降の状況

## (1) 堺市衛生研究所での検査状況

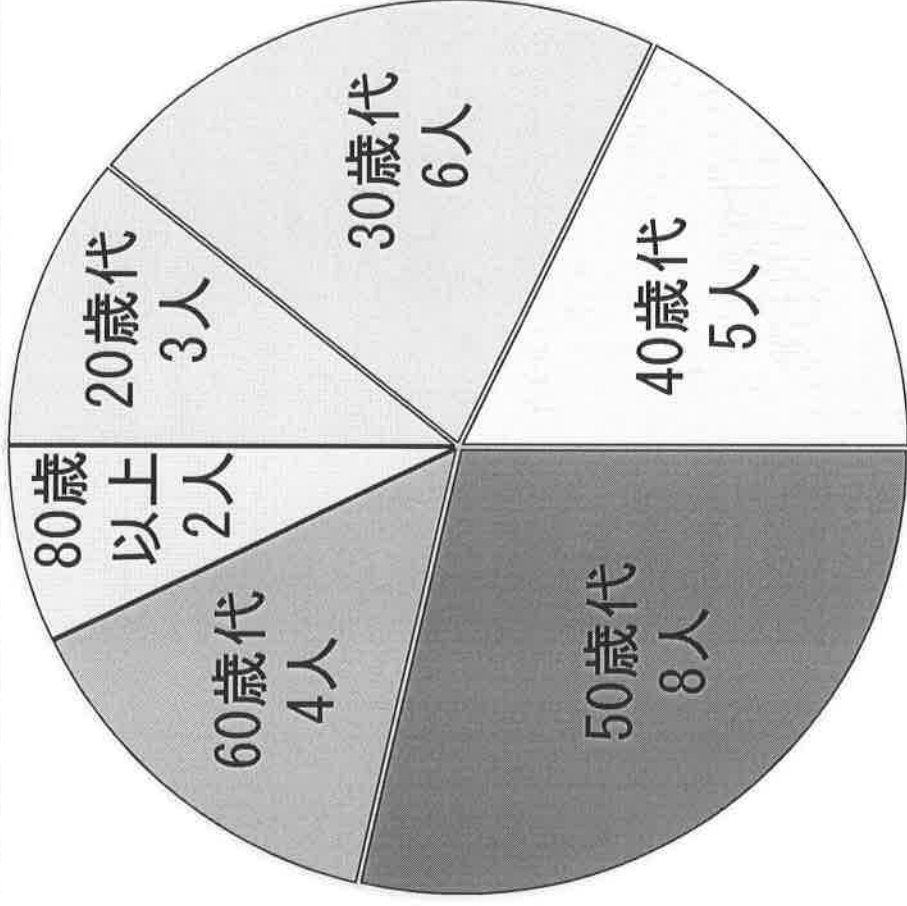
- ・ 4月7日までの検査実施数 360件 (陽性: 32件、陰性: 328件)

※ 陽性のうち28件は堺市民、4件は堺市民以外

## (2) 帰国者・相談者センターの相談件数

項 目		累 計 (2/4~4/7)
相 談 者 数		6,738 件
相 談 内 容	① 健康相談に関する事	4,898 件
	② 医療体制等に関する事	357 件
	③ 予防、検査等に関する事	620 件
	④ その他	863 件

# 本市の新型コロナウイルス感染症患者の状況



4月7日現在  
【合計28名】

感染源		入院状況		性別	
判明	未知	入院中	退院済	男	女
10	18	21	7	15	13

## 国の対処方針及び府緊急事態措置について

### 1. 国の基本的対処方針の概要

- (1) 区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県  
(以下「特定都道府県」という。)
- (2) 期間：令和2年4月7日（火）から令和2年5月6日（水）まで
- (3) 感染まん延防止のため特定都道府県がとるべき措置  
特定都道府県知事は、まず①②を行い、効果を見極めた上で、国と協議し、③④を実施する。
- ① 外出自粛要請（法第45条第1項）
- ② 催物（イベント）開催制限の要請（※施設名公表あり）（法第24条第9項及び第45条第2項）
- ③ 施設の使用制限の要請（※指示に至らない措置、施設名公表なし。）（法第24条第9項）
- ④ 施設の使用制限の要請・指示等（※施設名公表あり。）（法第45条第2項～第4項）
- ※社会・経済機能への影響を最小限に留めるため、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は政府として実施しない。

### 2. 大阪府緊急事態措置の概要

- (1) 区域：大阪府全域
- (2) 期間：令和2年4月7日から令和2年5月6日
- (3) 要請事項
- 外出自粛要請（特措法第45条第1項）  
府民に対し、医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。  
特に、「3つの密」が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。
- イベントの開催自粛の要請（特措法第24条第9項）  
イベントの主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

既に実施している府有施設等の休館措置の追加

（現在予約が入っている案件については、開催の自粛を求めている）

- ◆ 貸館・貸会議室、体育館、競技場、  
公園にある体育館・テニスコート等の施設（公園自体は開園）

#### (4) 今後大阪府が予定している措置

○ 外出自粛等の協力要請の効果を見極めた上で、以下の施設の使用制限を検討。

種別	施設	対応
生活インフラ施設 社会福祉施設 政府の基本的対処方針において事業の継続が求められる施設	医療施設、食料品店、交通機関、銀行、工場、飲食店、保育所、高齢者施設、障がい者施設等	適切な感染防止策の協力要請
休止の要請を検討する施設	幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校、大学、学習塾、劇場、映画館、運動施設、遊興施設、娯楽施設（キャバレー、バー、カラオケ店、パチンコ店）等	施設の使用制限を要請。 応じない場合、個別の要請・指示を検討（施設名を公表）

## 新型インフルエンザ特別措置法

## 第 2 4 条

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

第 4 5 条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和 2 3 年法律第 1 3 7 号）第 1 条第 1 項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。



市 町 村 長 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受けた対応について

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

4月7日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、本部長（内閣総理大臣）から新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条1項に基づき緊急事態宣言が行われ、緊急事態措置の実施すべき地域を本府を含め7都府県とし、緊急事態措置の実施すべき期間を令和2年4月7日から令和2年5月6日までとすることが公示されました。

これを受け、本府では、同日、第11回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、本部長（知事）が、別添参考資料2のとおり、緊急事態措置として府民に対する外出自粛の要請や主催者に対するイベントの自粛の要請を行いました。

貴市町村におかれましても、適切にご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします

あわせて、別添参考資料3のとおり、既に実施している府有施設等の休館措置について、追加の対応を行います。

また、別添参考資料4についても、住民への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

別添参考資料 1 知事メッセージ

別添参考資料 2 大阪府緊急事態措置の概要

（令和2年4月7日大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料）

別添参考資料 3 府主催（共催）イベントの延期・中止、府有施設等の休館に関する考え方

（令和2年4月7日大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料）

別添参考資料 4 緊急事態宣言に伴う府民の皆さまへのお願い

（問い合わせ先）

政策企画部 企画室政策課

小原、上野

06-6944-6784（直通）

06-6941-0351（代表）内線 2028

危機管理室 災害対策課

塩瀬、永島（内線 4920）

令和2年4月7日

「緊急事態宣言」発令を受けた更なる措置の実施について

大阪府知事 吉村 洋文

本日、政府により、大阪府全域を対象として、基本的対処方針に基づく期間（令和2年4月7日から5月6日までの30日間）について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発せられました。これを踏まえ、府民の皆さまには、「外出の自粛」と「イベント開催の自粛」を要請します。

府民の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

まず、「外出の自粛」については、3月20日から22日の3連休以降、毎週末ごとに、府民の皆様には「不要不急の外出自粛」をお願いしてきました。今回の緊急事態宣言を受けて、政府の基本的対処方針に基づく期間中、大阪府全域において、医療機関への通院や、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持のために必要な場合を除き、外出を自粛し、ご自宅に留まっていただくようお願いします。

職場への出勤についても、可能な限り、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤などを実施してください。また、家庭での保育や介護等が可能な方は、保育所や介護施設等について、利用者の密集を避ける観点から、できるだけご利用を控えていただきますようお願いします。

府民の皆さまには、これまで以上に「三つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）」を避けていただくため、特に、ナイトクラブなど接客を伴う飲食の場で感染の疑われる事例が複数確認されていることから、「夜間の繁華街への外出の自粛」を強く要請します。

なお、政府から呼びかけがなされているように、食料品や日用品については十分な供給量が確保できておりますので、過度な買いだめや買い急ぎは控えていただき、落ち着いた購買行動をお願いします。

次に、「イベント開催の自粛」については、本府ではゴールデンウィークまでの間、府主催（共催）イベントの延期・中止、府有施設等の休館、府立学校の臨時休業等の措置を行っています。今回の緊急事態宣言を受けて、府の措置だけでなく、祭礼や地域行事、文化的イベント、催事、式典、講演会・研修会、スポーツ行事など、生活の維持に必要なものを除く全てのイベントについて、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請します。

府内の多数の方が利用する「施設の使用制限」については、外出自粛等の協力要請の効果を見極めた上で、検討します。

なお、府立学校で予定していた登校日については、当面の間、設定しないこととし、府内の感染拡大の状況や専門家の意見を踏まえ、必要に応じて今後の対応を判断します。

府民の皆さまにおかれましては、社会生活において様々な制約が生じますが、皆さまの命・健康を守るため、ご協力をお願いします。府としては、この未曾有の難局を乗り越えるため、引き続き、医療機関や大阪健康安全基盤研究所をはじめとする関係機関、市町村等とも連携し、オール大阪で、感染拡大の防止に向けて、全力で取り組んでいきます。

## 1. 大阪府緊急事態措置の概要

① 区域 大阪府全域

② 期間 令和2年4月7日から令和2年5月6日

③ 実施内容

新型インフルエンザ特措法第45条「感染を防止するための協力要請」及び特措法第24条「都道府県対策本部長の権限」により、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施。

● 外出自粛の要請（特措法第45条第1項）

府民に対し、医療機関への通院、食材の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。特に、「3つの密」が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。

● イベントの開催自粛の要請（特措法第24条第9項）

イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

# 1. 大阪府緊急事態措置の概要

## ④ 今後予定している措置

●外出自粛等の協力要請の効果を見極めた上で、以下の施設の使用制限を検討。

(施設の使用制限を要請する場合の対応案)

種別	施設	対応
生活インフラ施設、 社会福祉施設、 政府の基本的対処方針において 事業の継続が求められる施設	医療施設、食料品店、交通機関、銀行、工場、 飲食店、保育所、高齢者施設、障がい者施設等	適切な感染防止策の協力要請 (24条第9項)
休止の要請を検討する施設	幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校、 大学、学習塾、劇場、映画館、運動施設、 遊興施設、娯楽施設(キャバレー、バー、カラオケ店、 パチンコ店)等	施設の使用制限 等を要請 (24条9項)  ⇒左記に応じない場合、 45条2項・3項による 個別の要請・指示を 検討(施設名を公表)

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月7日改正、政府対策本部決定) (抜粋)

まん延の防止に関する措置として、まずは法第45条第1項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うものとする。その上で、都道府県による法第24条第9項に基づく施設の使用制限の要請を行い特定都道府県による法第45条第2項から第4項までに基づく施設の使用制限の要請、指示等については、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めた上で行うものとする。

## 2. 外出自粛要請（特措法第45条第1項）

- 府民に対し、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請。
- 特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。

### 【生活の維持に必要な場合（例）】

#### ※感染防止策を講じた上で、必要最小限の人数での活動が前提

- 物資調達・・・生活必需品（食料品、日用品、医薬品等）の買い出し
- 健康維持・・・医療機関への通院、散歩・運動
- 仕事・・・職場への出勤  
⇒ただし、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の取組みを強く要請。  
感染防止のための取組みと「3つの密」を避ける行動を強く要請。
- その他・・・銀行、役所など

### 3. イベントの開催自粛要請（特措法第24条第9項）

▶ イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。

#### 【自粛を要請する内容】

○開催規模：大小を問わない

○場所：屋内、屋外を問わない

○種類・内容：生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

（具体例）

祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）、  
催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請

## 4. 緊急事態措置コールセンター（仮称）の設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する府民や事業者の疑問や不安に対応するため、新たにコールセンターを設置

### 【コールセンターの概要】

名称：緊急事態措置コールセンター（仮称）

設置時期：令和2年4月7日

開設時間：平日9時～18時（4月7日は22時まで）  
※ただし、4/11（土）、12（日）は開設

受付方法：専用電話（5回線）

受付電話番号：06-4397-3299

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定

(参考)

## 「適切な感染防止策」についての取組例

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来場者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来場者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	・来場者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保 ・換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける） ・密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用） ・執務室の配置変更（座席間隔や同時利用の制限）
飛沫感染、接触感染 の防止	・従業員（出入り業者を含む）のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来場者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・店舗・事務所内の定期的な消毒 ・窓口業務等における工夫（仕切り等の設置）
稼働時における 感染の防止	・ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自動車・徒歩等による出勤の推進） ・従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等） ・出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）



**【現行の措置】**

府民の感染リスクを減らすため、イベントや府有施設について、以下の措置を実施中（5月6日まで）

- ① 府主催の府民が参加するイベントや集会について、原則、開催中止又は延期
- ② 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設の原則休館

**【今後の対応】**

大阪府域に「緊急事態宣言」が行われたことを踏まえ、5月6日までの間、上記措置に加え、以下の対応を追加で行う

府有施設

現在開館している、以下の府有施設について、原則として休館する ※

（現在、予約が入っている案件については、開催の自粛を求めている）

**【新たに休館する府有施設例】**


- ◆ 貸館・貸会議室
- ◆ 体育館・競技場
- ◆ 公園にある、体育館・テニスコート等の貸施設（公園自体は開園）

※ 府有施設の利用をキャンセルした場合の利用料金（キャンセル料）は、引き続き徴収しない

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく

## 緊急事態措置に伴う府民の皆さまへのお願い

(令和2年4月7日～5月6日)

これ以上の感染拡大を防ぐため、**外出しないでください**   
(生活必需品の買い出し、医療機関への通院、散歩・ジョギングなどは制限しません)

緊急事態が宣言されていますが、諸外国で行われている「ロックダウン」(都市封鎖)にはなりません。

落ち着いた対応をお願いします

- ・ 不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたぐ移動は控えてください
- ・ 食料・医薬品や日用品について、過度の買いだめや買い急ぎは控えてください

テレワークの活用など、可能な限り在宅で勤務してください

- ・ 在宅勤務が可能な方は、できるだけ保育所や介護施設等の利用を控えてください
- ・ 職場に出勤する場合、時差通勤・自転車通勤等にご協力をお願いします

特に、「夜間の繁華街への外出の自粛」をお願いします

- ・ 「3つの密」の条件が同時に重なる場を避けていただくため、強く要請します

①換気の悪い  
密閉空間

②多数が集まる  
密集場所

③間近で会話や  
発声をする  
密接場面



問い合わせ先：大阪府緊急事態措置コールセンター

06-4397-3299 (平日9時～18時)

※4月11日(土)、12日(日)は開設します

大阪府ホームページ：<http://www.pref.osaka.lg.jp/>

## 本市の対応方針について

### 1. 外出自粛要請への対応

○医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを市民へ周知する

※生活の維持に必要な場合でも感染防止策を講じた上で、必要最小限の人数での活動が前提

○特に、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が重なる場、いわゆる「3つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を市民へ周知する

### 2. イベントの開催自粛要請への対応

○イベント主催者に対し、規模や場所に関わらず、開催の自粛を市民へ周知する

#### 【自粛を要請する内容】

○開催規模：大小を問わない

○場所：屋内、屋外を問わない

○種類・内容：生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

(具体例)

祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）

催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）

式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

### 3. 休館施設の追加

既に実施している市有施設等の休館措置の追加を行う。

（現在予約が入っている案件については、開催の自粛を求めていく）

◆貸館・貸会議室

◆体育館、競技場

◆公園にある体育館・テニスコート等の施設（公園自体は開園）

#### 4. 緊急事態措置コールセンターの設置について

参考資料1 参照

#### 5. その他対応

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための職員の出勤抑制の実施について

参考資料2 参照

(2) 保育所の利用の自粛について

○市内企業・事業所等に対して、可能な限り在宅勤務や代休取得を要請する。

○保護者に対しては、家庭の保育が可能な場合は、保育所の利用の自粛を要請する。

(3) 放課後事業等の利用の自粛について

○子どもたちが自宅等で過ごしてもらうよう、保護者に利用の自粛を要請する。

令和 2 年 4 月 8 日  
危機管理監

### 緊急事態措置コールセンターの設置について

新型コロナウイルス感染症に係る政府の緊急事態宣言を受け、この緊急事態措置に対する市民や事業者の皆様の疑問や不安に対応するため、この措置に対する堺市の対応やイベント・市施設の開設状況などにお答えする専用のコールセンターを開設します。

なお先に設置している「2. 健康相談窓口」や「3. 中小企業者への金融相談窓口」はこれまで通り継続します。

#### 記

##### 1. 緊急事態措置コールセンター相談窓口（新設）

- ・ 受付相談内容：緊急事態措置に対する堺市の対応、イベント等の開催自粛、学校園の休校に関する事など
- ・ 専用電話：072-228-7834、(F A X)：072-222-7339  
※専用電話
- ・ 開 設 日：令和 2 年 4 月 8 日（水）
- ・ 受付時間：午前 9 時から午後 8 時（月曜～金曜）  
午前 9 時から午後 5 時 30 分（土曜、日曜、祝日）
- ・ そ の 他：市職員による対応の他、チャットボットの設置を進める。

##### 2. 新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）

- ・ 受付相談内容：新型コロナウイルス感染症の受診に関する事。
- ・ 専用電話：072-228-0239 (F A X)：072-222-9876
- ・ 開 設 日：令和 2 年 2 月 4 日（火）より開設しています。
- ・ 受付時間：午前 9 時から午後 8 時（月曜～金曜）  
午前 9 時から午後 5 時 30 分（土曜、日曜、祝日）  
上記以外の時間帯は、堺市役所時間外窓口（072-233-2800）経由で保健所職員に取り次ぐ。

##### 3. 新型コロナウイルスに関連する金融相談窓口（(公財)堺市産業振興センター）

- ・ 受付相談内容：新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者を対象に資金繰り等に関する事
- ・ 電話：072-255-8484
- ・ 開 設 日：令和 2 年 2 月 7 日（金）より開設しています。
- ・ 受付時間：午前 9 時から午後 5 時 15 分（月曜～金曜）

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための職員の出勤抑制の実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図る観点から、下記のとおり、テレワーク（在宅勤務）の利用や休暇の取得等により、本日 4 月 8 日（水）から当面の間、全体として 2 割以上の職員が職場に出勤していない状況となるよう、職員の出勤抑制を実施する。

なお、状況によっては、今後さらなる出勤抑制を行う事態や危機対応部署等への応援体制の構築も想定されることから、引き続き業務の実施体制の検討を進める。

### 記

#### 1 実施期間

4 月 8 日（水）から当面の間

#### 2 対象者

新型コロナウイルス感染症など危機事象に対応する職員を除く全職員

#### 3 職場に出勤しない職員（休暇取得者等を除く。）に従事させる業務

- (1) 庁内 LAN の庁外アクセス機能を使用したテレワーク業務
- (2) 個人情報・機密情報を含まない資料作成や、紙媒体の資料を用いた業務知識の習得等（庁内パソコンの持ち帰りも可能とする。）